

第 28 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 19 年 6 月 13 日(水)

14：00～16：00

場所：厚生労働省 18 階（専用第 22 会議室）

住所 東京都千代田区霞が関 1-2-2

中央合同庁舎第 5 号館

議 事 次 第

1. コーデックス委員会の活動状況について

(1) 最近のコーデックス委員会の活動状況について

- ・ 第 2 4 回一般原則部会
- ・ 第 1 回汚染物質部会
- ・ 第 3 9 回食品添加物部会
- ・ 第 3 5 回食品表示部会
- ・ 第 3 9 回残留農薬部会

(2) 今後のコーデックス委員会の活動について

- ・ 第 3 0 回コーデックス総会

2. その他

コーデックス連絡協議会 委員名簿

(敬称略 50 音順)

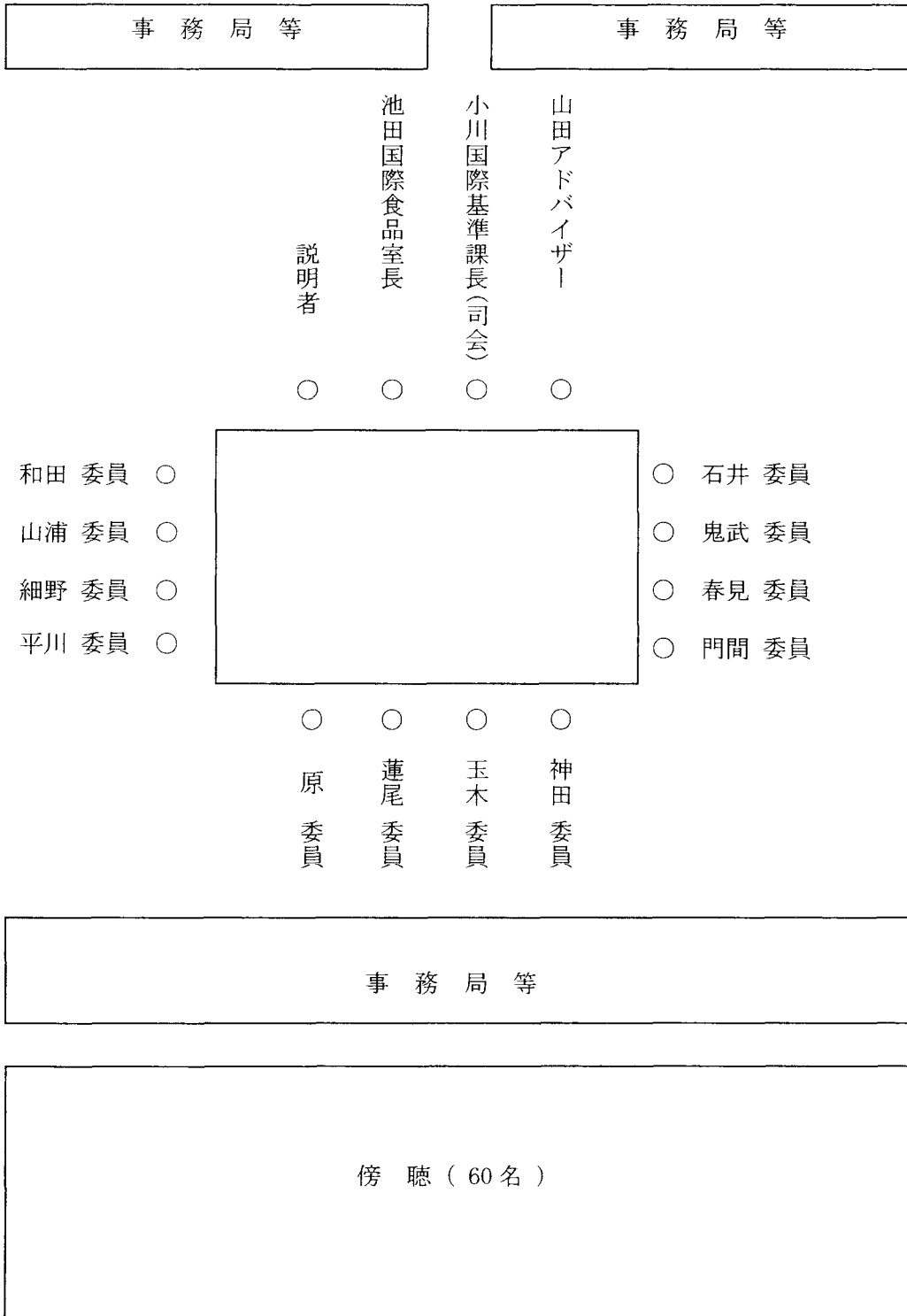
いしい ひろゆき 石井 胖行	味の素（株） 品質保証部 顧問
おにたけ かずお 鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会 安全政策推進室 室長
かすみ たかふみ 春見 隆文	日本大学生物資源科学部農芸化学科 教授
かどま ひろし 門間 裕	(財) 食品産業センター 参与
かんだ としこ 神田 敏子	全国消費者団体連絡会 事務局長
たまき たけし 玉木 武	(社) 日本食品衛生協会 理事長
とよだ まさたけ 豊田 正武	実践女子大学生活科学部 教授
はすお たかこ 蓮尾 隆子	家庭栄養研究会 副会長
はら こうぞう 原 耕造	全国農業協同組合連合会 総合企画部 SR 事務局長
ひらかわ ただし 平川 忠	日本食品添加物協会 常務理事
ほその あきよし 細野 明義	(財) 日本乳業技術協会 常務理事
まつたに みつこ 松谷 満子	(財) 日本食生活協会 会長
やまうら やすあき 山浦 康明	日本消費者連盟 副代表運営委員
わだ まさえ 和田 正江	主婦連合会 参与

第 28 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 19 年 6 月 13 日 (水)

厚生労働省 専用第 22 会議室

14:00 ~ 16:00



FAO / WHO 合同食品規格計画

第 24 回一般原則部会

日時 : 2007 年 4 月 2 日 (月) ~ 4 月 6 日 (金)

場所 : パリ (フランス)

議 題

1.	議題の採択
2.	本部会に付託された事項
3.	加盟国向けの食品安全のためのリスク分析についての作業原則原案 (ステップ 4)
4.	食品の国際貿易における倫理規範の改訂原案
5.	地域調整国と地域ごとに選出された執行委員会メンバーのそれぞれの役割
	a) 地域調整国による地域調整部会の議長の指名
	b) 執行委員会における地域調整国と地域ごとに選出された執行委員会メンバーのそれぞれの役割
6.	コーデックス規格及び関連文書の策定手続きの再検討
	a) 手続きの修正原案
	b) コーデックス規格の改定と修正の手続きのための指針; 無期限に休止している部会で策定されたコーデックス規格の修正に関する取扱い
7.	コーデックス規格の一般原則についての再検討
8.	食品安全に関するリスク分析の用語の新しい定義の提案
9.	手続きマニュアルの構成及び体裁についての検討
10.	その他の事項及び今後の作業
11.	次回会合の日程及び開催地
12.	報告書の採択

第 24 回一般原則部会 (CCGP) 概要

1. 開催日及び開催場所

平成 19 年 (2007 年) 4 月 2 日 (月) ~ 4 月 6 日 (金)
パリ (フランス)

2. 参加国及び国際機関

71 カ国、1 加盟機関 (EC)、15 国際機関 (合計 201 名)

3. 我が国からの出席者

厚生労働省大臣官房参事官	中林 圭一
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室 国際調整専門官	福島 和子
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室 輸入監視係長	松井 保喜
厚生労働省医薬食品局食品安全部参与	吉倉 廣
農林水産省消費・安全局国際基準課長	小川 良介
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課課長補佐	古畑 徹

4. 議論の概要

議題 3 食品安全のためのリスク分析についての作業原則原案

加盟国政府を対象としたリスク分析についての作業原則文書について検討されていたものである。まず始めに全般的な議論が行われたが、作業部会により作成された原案が基本的に支持されたことから、セクションごとに詳細な検討が行われた。その結果、いくつかの修正を加えた上で、本作業原則原案をステップ 5/8 で採択するよう、第 30 回総会に諮ることが合意された。

なお、主な議論の内容は以下のとおりであった。

- “Precaution is an inherent element of risk analysis (予防措置はリスク分析固有の要素である).” という一文を不要とする立場と残すべきとする立場に分かれ、長時間議論が行われたが、部会は原案の通りとすることに合意した。
- 各国がリスク分析を実施する際に、その勧告を考慮すべき国際機関として、コーデックスだけでなく OIE (国際獣疫事務局) 及び IPPC (国際植物防疫条約) にも焦点が当てられていた点に関し、我が国を含む数カ国が、OIE・IPPC は主として食品安全以外の観点からリスク分析を実施している機関であり、引用を削除すべきと提案した。一方、フードチェーン・アプローチの観点から、一次生産 (primary production) の時点から食品の安全性を確保することが重要であり、各国において

も、幅広い国際機関からの勧告を考慮することが必要不可欠であるとの意見が出された。議論の結果、ここで扱うリスク分析は「ヒトの健康影響に関するもの」であることを明確にするよう修正するとともに、「コーデックス、FAO、WHO、及び、OIE、IPPCを含むその他の関連する国際政府間組織によって実施された（リスク分析）」と修正することで合意された。

- リスク評価者の「利害の衝突の回避」に関しては、リスク評価の正当性を損なうような「利害」に限定するよう修正がなされた。
- リスク管理者に対しても、リスク評価者に対して要求したような「利害の衝突の回避」に関する内容を盛り込むべきとの意見が出されたが、個々の専門家が個人の資格で携わっているリスク評価とは異なり、リスク管理は通常、政府の規制システムの一環として機能しており、そのような記述は馴染まない等の理由から、合意されなかった。
- 「措置の実施（implementation of measures）」の章は、キャパシティ・ビルディングについても表題に含めるべき等の意見が出されたが、議論の結果、本章の内容を「一般的事項（General Aspects）」に移すことで合意した。

議題 4 食品の国際貿易における倫理規範の改訂原案

「食品の国際貿易における倫理規範（1978年制定、1985年改訂）」の改訂をどのように進めるかについて議論された。現行規範の倫理に関する原則のみに着目して改訂作業を行うことに賛成する意見と、安全でない食品の輸出・再輸出の問題については、まず、十分な輸入食品監視システムを持たない発展途上国におけるインフラの整備等が先決であるとする意見とに分かれ、議論が膠着した。米国が、倫理に関する原則に焦点を絞ってドラフトした改訂原案をCRD（会場で配布される文書）として提案した結果、まだ修正を加えるべき点は多くあるものの、このCRDを土台として今後の議論を行うことについて多くの国が賛同した。

部会は、本作業は2009年までに完了させることとされていることに留意し、上記CRD文書を今後ステップ3で回付して各国のコメントを求めることで合意した。

議題 6 コーデックス規格及び関連文書の策定手続き

a) 手続きの修正原案

前回 CCGP において、インドから「コンセンサス（合意）」の定義作成等が提案されたが、新規作業として総会に承認を求めるには時期尚早とされ、引き続き検討することとなっていたもの。コンセンサスの定義を行うことについて、多くの国が賛成する一方、我が国を含む他の国々等は、「譲歩の精神」はコーデックスの意思決定の場に十分浸透しており、「コンセンサス」の定義を作成することは現状を損ないかねないこと、また、第26回総会（2003年）で「コンセンサス

を容易にするための方法（“Measures to Facilitate Consensus”）」が合意され、その適用が図られているところから新規作業に反対した。本件については部会の合意が得られなかったため、議論の結果を総会に送付し、更なる助言を求めることとなった。

b) コーデックス規格の改定と修正の手続きのための指針；無期限に休止している部会で策定されたコーデックス規格の修正についての再検討

「コーデックス規格の改訂と修正の手続きのための指針」と「無期限に休止している部会で策定されたコーデックス規格の修正手続き」を、1つの文書に統合する案がコーデックス事務局より提案されていたもの。修正内容の軽重により3つの手続き案が示されたが、修正が実質的な内容の変更を伴うものなのか否か、また、どの手続きを選択すべきか、を決定するのは総会であることが確認された。また、部会と総会の了解が得られた場合、ステップ6・7を省略してステップ8に進めることができる迅速手続きに関する記述が追加された。

部会は、本指針案の採択と手続きマニュアルへの収載を第30回総会に諮ることと合意した。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 1 回汚染物質部会

日時 : 2007 年 4 月 16 日 (月) ~ 4 月 20 日 (金)

場所 : 北京 (中国)

議 題

1.	議題の採択
2.	記録者の指名
3.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
FAO、WHO 及び他の国際政府機関からの関心事項	
4. (a)	FAO、WHO 及び他の国際政府機関からの関心事項に関する情報
4. (b)	第 67 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) の関心事項
4. (c)	毒性学上の勧告の変更による作業
食品中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTF)	
5. (a)	GSCTF の前文改訂原案 (ステップ 4)
5. (b)	GSCTF の一覧表 I (Schedule I) の修正提案
食品及び飼料中のかび毒	
6.	小麦、大麦及びライ麦におけるオクラトキシン A の最大基準値案 (ステップ 7)
7. (a)	加工用アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオにおける総アフラトキシンの最大基準値案 (ステップ 7)
7. (b)	直接消費用アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオにおける総アフラトキシンの最大基準値案 (ステップ 7)
7. (c)	直接消費用アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオにおける総アフラトキシンの最大基準値に関する討議文書
7. (d)	アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ及びピスタチオにおけるアフラトキシン汚染のためのサンプリングプラン原案 (ステップ 4)
7. (e)	ブラジルナッツにおけるアフラトキシン汚染に関する討議資料
8.	ワインにおけるオクラトキシン A 汚染の防止及び低減に関する実施規範原案 (ステップ 4)
食品及び飼料中の他の汚染物質	
9.	缶詰食品及び缶詰飲料におけるスズの最大基準値案 (ステップ 7)
10.	植物たんぱく質酸加水分解物 (酸-HVP) を含む液体調味料 (本醸造しょうゆを除く) における 3-クロロプロパンジオール (3-MCPD) の

	最大基準値案原案（ステップ4）
	酸-HVP の製造及び食品の加熱加工から生じるクロロプロパノールに関する討議資料
11.	酸-HVP 及び酸-HVP を含む製品の製造過程における 3-MCPD の低減に関する実施規範原案（ステップ4）
12.	食品中のアクリルアミドの低減に関する実施規範原案（ステップ4）
13.	燻製及び直火乾燥による食品の多環芳香族炭化水素（PAH）汚染の低減に関する実施規範原案（ステップ4）
規格の策定手続き外の討議文書	
14(a)	デオキシニバレノール（DON）に関する討議資料
14(b)	コーヒーにおけるオクラトキシン A に関する討議文書
14(c)	ココアにおけるオクラトキシン A に関する討議文書
14(d)	乾燥いちじくにおけるアフラトキシン汚染に関する討議文書
一般問題	
15.	JECFA による汚染物質及び自然毒の優先評価リスト
16.	その他の事項及び今後の作業
17.	次回会合の日程及び開催地
18.	報告書の採択

標記会合に先立ち、2007年4月15日（日）に「食品中の汚染物質及び毒素に関する特別作業部会」が開催された。

第1回食品汚染物質部会（CCCCF）の概要

1. 開催日及び開催場所

平成19年（2007年）4月16日（月）～4月20日（金）
北京（中国）

2. 参加国及び国際機関

59加盟国、1加盟機関（EC：欧州共同体）、16国際機関から計171名が参加した。

3. 我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局 食品安全危機管理官	朝倉 健司
厚生労働省医薬食品局食品安全部 基準審査課 課長補佐	松岡 輝昌
農林水産省消費・安全局 農産安全管理課 調査官	瀬川 雅裕
農林水産省消費・安全局 消費・安全政策課 企画調査係長	漆山 哲生
東京国税局課税第二部鑑定官室 鑑定指導室長	野本 秀正
国税庁課税部鑑定企画官付企画係 国税実査官	石渡 英和
（独）酒類総合研究所品質・安全性研究部門 主任研究員	橋口 知一
内閣府食品安全委員会事務局 評価課 専門官	平原 嘉親
内閣府食品安全委員会事務局 評価課 係長	菊池 栄作

4. 主な審議結果

①食品中の汚染物質及び毒素に関する Codex 一般規格（GSCTF）の検討

[議題5 関係]

CCCCF における検討の規準や一般的原則を定めている「食品中の汚染物質及び毒素の一般規格(GSCTF)」については、1) コーデックス内の手続きに関する記述を GSCTF から除いて手続きマニュアルに含めること、2) Codex が採択した汚染物質基準値の一覧表 (Schedule I) の様式の改訂、3) Codex 食品分類の改訂作業の加速などが議論され、その結果、電子作業部会において再度検討し、次回の部会で議論することを合意。

②食品中のカビ毒、汚染物質の汚染防止及び低減等のための実施規範

[議題8、11、12、13 関係]

議題11. 酸-HVP 及び酸-HVP を含む製品の製造過程における 3-MCPD の低減に関する実施規範原案（ステップ4）

標記実施規範案については、1) 産業界で採用されている様々な製造条件を実施規範に反映する、2) 実施規範は一般的な助言であり各国のレベルでは製造工程に合わせて調整が必要である旨を明記する等の修正をするとともに、日本が提出した製造工程図を参考のために実施規範案の付属書として追記し、ステップ5で予備採択するように総会に送付することを合意。

議題 12. 食品中のアクリルアミドの低減に関する実施規範原案（ステップ4）

標記実施規範原案については、消費者行動に関する各国政府への勧告について議論し、消費者行動はアクリルアミド暴露において重要であり、他の実施規範にも同様の勧告があることから、実施規範原案に維持すべきであることを確認。近い将来に科学データが得られることを考慮し、原案をステップ2に戻し、電子作業部会（日本も参加）で検討し、次期部会で再度議論することを合意。

③食品中のカビ毒、汚染物質の最大基準値

[議題6、7(a)、7(b)、9、10 関係]

議題9. 缶詰食品及び缶詰飲料におけるスズの最大基準値案（ステップ7）

以下の2つの主張に基づいて議論した結果、基準値案をステップ8として採択するよう総会に送付することを合意。

- ① 達成可能な限り低い濃度で基準を置くべきであり、特定の集団において耐用摂取量を超える恐れがあるため原案よりも低い基準値とすべき
- ② いままでの JECFA における評価を考慮すると原案の最大基準値であっても大きな健康影響がないと判断されることや、技術的事項、賞味期限への影響などを考慮し現行の基準値案とすべき

議題10. 植物たんぱく質酸加水分解物（酸-HVP）を含む液体調味料（本醸造しょうゆを除く）における3-クロロプロパンジオール（3-MCPD）の最大基準値原案（ステップ4）

最大基準値原案について、日本から実態調査データの結果を説明し、製造工程を厳密に管理した場合、小規模工場でも最大基準値原案（0.4 mg/kg）は合理的に達成可能と考えられるとして原案支持を表明。原案より低いレベルの0.1 mg/kgを提案する国もあったが、以下の点を考慮し、最大基準値原案（0.4 mg/kg）を総会にステップ5で予備採択するように諮るとともに、酸HVP及び酸HVPを含む製造過程における3-MCPDの低減に関する実施規範が完成した後、2、3年の間に低減措置を実行し、実態調査データを収集して最大基準値案を再検討することを合意。

- ①（主として途上国において）製造事業者の実態調査データから原案レベルの達成には時間を要すること
- ②（酸-HVP及び酸-HVPを含む製品の製造過程における3-MCPDの低減に関する実施規範の有効性が科学データにより示されたことから、）実施規範の完成を優先し、低減措置を実施した後、実態調査データを収集し最大基準値原案を検討することはGSCTFの基準値設定の原則に合致していること

議題6. 小麦、大麦及びライ麦におけるオクラトキシンA（OTA）の最大基準値案（ステップ7）

議題7.(a) 加工用アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオにおける総アフラトキシンの最大基準値案（ステップ7）

議題7.(b) 直接消費用アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオにおける総アフラト

キシンの最大基準値案（ステップ7）

いずれの議題も結論としては、2007年6月に開催予定の第68回 JECFA においてリスク評価が行われることから、次期部会において議論すること、その間はステップ7に留め置くことを合意。その際、アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオにおけるアフラトキシンの評価については、基準値の汚染低減効果の評価の対象となる基準値案に 20 $\mu\text{g/kg}$ を加える意見が出され、データが利用可能であるという条件付きでリスク評価方針に加えることを合意。

さらに、電子作業部会において最大基準値の議論に資するデータを含む討議文書を次回 CCCF までに作成することを合意。

④食品中のカビ毒、汚染物質に関する討議資料

議題 14. (a) デオキシニバレノール (DON) に関する討議文書

国際基準の検討のためにはその前提として、各地域及び複数年の穀物中の DON 濃度等 DON の含有量に関するより多くのデータと各国の消費パターンに関する十分な情報が必要であることから、当面の間、部会における DON に関する検討作業を中断し、各国に対し DON 汚染のデータの提出を促すことを決定。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 39 回食品添加物部会

日時 : 2007 年 4 月 24 日 (火) ~4 月 28 日 (土)

場所 : 北京 (中国)

議 題

1.	議題の採択
2.	記録者の指名
3.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4.	FAO/WHO からの関心事項
	(a) 第 67 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)
	(b) ADI 及び他の毒性学上の勧告の変更による作業
5.	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大基準値の承認／改訂
6.	個別食品規格における添加物条項の食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA) への包含
	(a) 個別食品規格における添加物条項の GSFA への包含に関する電子作業部会の報告
	(b) 手続きマニュアルの改訂に関する電子作業部会の報告
7.	食品添加物のコーデックス一般規格(GSFA)の検討
	(a) GSFA の食品添加物条項
	・ GSFA に関する議論に対する情報と支援のための作業文書
	・ GSFA に関する特別作業部会の報告
	・ GSFA に関する電子作業部会の報告
	(b) Pullulan(INS 1204)の最大使用基準値
	(c) GSFA 食品分類システムの改訂に関する討議資料
8.	香料の使用のためのガイドライン原案
	・ 香料の使用のためのガイドラインに関する特別作業部会の報告
9.	加工助剤
	(a) 加工助剤の使用に関するガイドライン及び原則に関する討議資料
	(b) 加工助剤一覧：更新リスト
10.	食品添加物の国際番号システム (INS)
	(a) コーデックス分類名及び INS (CAC/GL 36-1989) の改訂案
	(b) INS への追加／修正の提案
11.	食品添加物の同一性及び純度に関する規格

	第 67 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格 ・規格に関する特別作業部会の報告
12.	JECFA による食品添加物の優先評価リスト
13.	その他の事項及び今後の作業
14.	次回部会の日程及び開催地
15.	報告書案の採択

※標記会合に先立ち、2007年4月22日(日)に「食品添加物の一般規格(GSFA)」、23日(月)に「香料の使用に関するガイドライン」及び「食品添加物の規格」に関する作業部会が開催された。

第 39 回食品添加物部会 (CCFA) 概要

1. 開催日及び開催場所

平成 19 年 4 月 24 日 (火) ~ 28 日 (土)
北京 (中国)

2. 参加国及び国際機関

55 カ国、1 加盟機関 (EC)、29 国際機関

3. わが国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長補佐	加藤 祐一
国立医薬品食品衛生研究所添加物部 第一室長	佐藤 恭子
農林水産省消費・安全局国際基準課 課長	小川 良介
農林水産省消費・安全国際基準課 調査分析係長	宮田 理恵子
内閣府食品安全委員会事務局評価課 添加物係長	大竹 詠子
テクニカルアドバイザー	
(社)日本食品衛生協会	林 新茂
(社)日本食品衛生協会	平川 忠
(社)日本食品衛生協会	岡村 弘之
(社)日本食品衛生協会	長野 健一

4. 議題の概要

主要議題は以下のとおり

議題 4(a). 第 67 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA)

議題 4(b). ADI 及び他の毒性学上の勧告の変更による作業

第 67 回 JECFA が、食品添加物を含む全ての摂取源からのアルミニウムについて、暫定耐容週間摂取量 (PTWI) を 7 mg/kg 体重から 1 mg/kg 体重に変更したことをうけ、アルミニウム含有食品添加物の最大使用基準値について検討が行われた結果、CCFA はアルミニウム含有食品添加物の技術的必要性と許容できる最大使用基準値について各国から意見・情報を収集し、次回会合で検討することとした。

議題 6. 個別食品規格における添加物条項の食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA) への包含

第 38 回食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC) 会合で設置された電子作業部会が作成した、個別食品規格の添加物条項を GSFA に組み込むための討議文書 (GSFA の食品分類と個別食品規格が 1 対複数対応の場合) に基づいて議論が行われた。CCFA は、コーデックス総会で合意された「GSFA がコーデックスにおける唯一の食品添加物一般規格であること」を再度確認するとともに、本プロジェクトの重要性、活動中の個別食品部会との連携における透明性確保や既に採択された GSFA 添加物条項への意図せざる影響などを十分に考慮し、具体的には以下の原則を検討の出発点として今後作業を進めることで合意した。

- GSFA に組み込まれる添加物は、JECFA による評価で ADI がきちんと数値化されたもの又は ADI を特定しない (制限しない) と評価されたものに限る。
- GSFA に組み込まれる添加物は、INS 番号 (食品添加物の国際番号) を有するものに限る。
- 最大使用基準値が複数存在する場合は、その中で最も値の高い使用基準値から検討を開始する。
- グループ ADI を有する添加物は、健康に悪影響を与える、消費者の誤解を招く、技術的な必要性がないといったようなことがなければ、グループ名の添加物として扱う。
- 複数の機能分類を有する添加物は、機能分類に制限されずに GSFA の表に掲載される。
- 食品添加物条項のうち、個別食品規格で技術的に必要とされている機能分類に関しては、関係する個別食品部会に意見を求める。個別食品部会が添加物条項に同意しない場合は、その根拠を示さなければならない。
- 審議中 (ステップ 6/7 又は 3/4) の添加物条項のうち、個別食品規格の添加物条項と異なるものについては、GSFA に保持し、CCFA で今後検討する。

本件については、引き続き、次回会合で議論されることとなっている。

議題 7. 食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA) の検討

(a) GSFA の食品添加物条項

本会合に先立って開催された特別作業部会では、甘味料及びその他の添加物について検討され、本部会において特別作業部会の報告に基づいて議論された結果、以下の点について合意された。

- 20 の食品添加物条項案及び原案について、ステップ 8 もしくはステップ 5/8 で採択するよう第 30 回総会に諮ること。
- 18 の添加物条項案及び原案について作業を中止し、GSFA から削除すること。
- 11 の食品添加物条項について、コメント及び追加情報を求め、2007 年 9 月 15 日までに追加情報が提供されない場合は、次回会合において作業を中止し、GSFA から削除すること。

また、米国を座長とする電子作業部会（我が国も参加）が設置され、上記特別作業部会からの勧告事項、今回会合で出された意見、今後各国から寄せられるコメント・追加情報等を考慮し、次回会合に向けて、今回会合で時間がなかったことから検討できなかった着色料及び上記部会の決定に基づき追加コメント及び情報が求められる食品添加物の最大使用基準値案を含む報告書を提出することとされた。

議題 8. 香料の使用のためのガイドライン原案

本部会直前に開催された特別作業部会の報告に基づいて議論を行った結果、本ガイドラインの適用範囲、定義、香料使用の一般原則、衛生、表示等の各項については合意が得られた。しかしながら、毒性学的に懸念のある物質に関する項、すなわち第 4 項「生物学的活性物質 (Biologically Active Substances)」および附属文書 A「生物学的活性物質とそれらの分析方法」の取扱いについては、「生物学的活性物質」という用語の適切さ、附属文書 A に生物学的活性物質を掲載するための明確な基準が無く、一貫性が無いこと等、合意に達しなかった問題点がいくつか残されたため、CCFA は、第 4 項と附属文書 A および B を除いたガイドライン原案をステップ 5 で予備採択するよう、第 30 回総会に諮ることに合意した。第 4 項、附属文書 A・B の部分については、ステップ 2 に差し戻し、米国を座長とする電子作業部会（我が国も参加）を設置し、次回会合までに検討することとされた。